平成２９年（フ）第６１８号
北九州市八幡西区岸の浦２丁目４番54―107号
債務者　藤浦　　勇
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６１９号
福岡県遠賀郡水巻町高松20番401号、住民票上の住所福岡県田川市大字夏吉140番地２
債務者　白石　文子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６７号
岩手県奥州市水沢区真城字町屋敷103番地10
債務者　神田　明子
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第１３３０号
埼玉県蕨市塚越７丁目19番15号　７　ヴィレッジⅡ102号
債務者　黒瀬　有美
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４４０号
埼玉県北本市下石戸１丁目79番地　レオパレス北本西207
債務者　瀬川　義彦
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４４６号
埼玉県川口市大字木曽呂384番地の12
債務者　布施　栄一
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５８３号
埼玉県富士見市鶴馬３丁目32番24号　坂口ハイツ101
債務者　吉田　純子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６１０号
埼玉県所沢市若狭１丁目2932番地の１　長寿苑
債務者　甘利　正生
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２８９号
埼玉県深谷市上柴町東３丁目５番地１　グループホームビッグ、住民票上の住所埼玉県深谷市本田733番地
債務者　鯨井　芳江
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２９６号
埼玉県深谷市西島町２丁目18番25号　エトワール深谷204号
債務者　川田さかえ
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２５号
埼玉県秩父市上町１丁目19番13号
債務者　氏家　孟彦
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２９年（フ）第４１６号
相模原市緑区橋本４丁目11番10―405号
債務者　後藤　裕二
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３５号
京都府京丹後市久美浜町佐野116番地
債務者　奥田　尚記
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第１１７１号
札幌市中央区南４条西13丁目１番36―405号
債務者　鶴巻　一哉
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８０５号
札幌市清田区北野７条３丁目６番８―203号
債務者　佐藤　佳子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８１７号
札幌市中央区南４条西９丁目1006番地　プラネットビル502号
債務者　渡邊榮美子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８９８号
札幌市中央区南８条西10丁目1277番地41　オルフェスタＳ８―301号
債務者　伊藤　　舞
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部